

# 【要確認】成約済物件が載ったままになっていませんか？

成約済物件の掲載は「おとり広告」とみなされます！  
日々、最新の募集状況をご確認いただき、メンテナンスをお願いします。

## !!! おとり広告とは!!!

不動産の表示に関する公正競争規約 第21条より引用

- (1) **物件が存在しない**ため、  
実際には取引することができない物件に関する表示
- (2) 物件は存在するが、  
実際には**取引の対象となり得ない**物件に関する表示
- (3) 物件は存在するが、  
実際には取引する**意思がない**物件に関する表示

## ！物件確認のポイント！

- ① 『●●●●（←ポータルサイト）へ掲載しても良いか？』
- ② 『現在、募集中か？』
- ③ 『募集条件（賃料、号室、契約条件など）に変更はないか？』

「悪意はなかった」、「新人が登録した」、「管理がきちんとできていなかった」等の  
原因を問わず、事実と異なる情報の掲載は消費者の信頼を  
失うこととなります。正しい情報で掲載をお願いします！

本件は **ポータルサイト広告適正化部会**（※）が統一テーマにて発信しております。

<同部会参加会社> アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、  
株式会社LIFULL、株式会社リクルート

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。

[https://www.sfkoutori.or.jp/portal\\_bukai/](https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/)